

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本市北区植木町今藤413番地1
氏 名 株式会社 松岡清掃公社
代表取締役 松岡 美洋
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者として次のとおり許可したことを証します。

令和6年(2024年)4月 1日

熊本市長 大西 一史



許可番号 第24N — 09号

許可業種及び許可品目(事業の範囲)

事業区分	品 目
収集運搬業	し尿(生し尿と浄化槽汚泥)の収集運搬、積替保管

許可の期限 令和8年(2026年)3月31日

収集の区域
・生し尿及びみなし浄化槽汚泥は、吉松、桜井、山東、山本、植木、田原、田底、菱形の各小学校校区
・合併処理浄化槽汚泥は、熊本市内全域

許可の条件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は裏面のとおり。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件

- 1 早朝、夜間の収集のときは、騒音に注意すること。
- 2 車両、車庫、積み替え施設、保管施設は、常に清潔に保つこと。
- 3 市長が、処理施設への搬入の都合上やむ得ない理由があると認める場合以外は、し尿の積み替え、し尿の保管を行わないこと。
- 4 許可品目のうち、積み替保管については、積み替えのための保管に限ること。